羽幌町企業振興促進条例（事業場の立地に対する助成）

■概要

　・当該助成の対象産業は、製造業、情報サービス業等、旅館業、農林水産物等販売業。

　・本町の区域内における事業場の新設、増設又は取得等をし、本町の経済発展に寄与するものと認めて町長が指定した方に、助成の措置を講じます。

　・助成内容は、固定資産に係る課税の免除（当該事業場の新設、増設又は取得等により　　取得した家屋及び償却資産に対し、固定資産税を３年間免除）、投資額に対する助成（投資額が500万円以上のもので、投資額に20/100を乗じて得た額を助成します。上限額は1,000万円）となります。

■手続きの流れ

１　指定申請書（別記様式第１号）、別紙　事業場新設（増設・取得等）計画書、納税関係　調査依頼書（指定関係）の提出

　　事業着手する日前60日から事業着手した日後30日までの期間に指定申請書を提出。

　[添付書類]

　　・事業概要説明資料（任意様式）

　　・見積書（写し）

　　・図面（位置図、配置図、平面図　等）

　　　↓

◎事業着手

　　　　↓

　　　事業完了

　　　　↓

　２　操業開始報告書（別記様式第６号）を提出

　[添付書類]

　　　・投資額の算出根拠が分かるもの請求書（写し）など

　　　・完成写真

　　　　↓

３　操業開始から６か月後、補助金交付申請書（別記様式第５号）、別紙１、納税関係　　　調査依頼書（補助金関係）の提出

　[添付書類]

　　・工場等及び土地の登記事項証明書

　　・建物の場合、検査済証の写し

　　　・償却資産の場合、資産一覧など整備したものがわかるもの

　　　・投資額の算出根拠が分かるもの請求書（写し）など

　　　・完成写真（※操業開始報告書に添付したものと同じでＯＫ）

　　　　↓

　　　　↓

　４　課税免除申請書（別記様式第２号）を提出

　　　事業場の整備後、最初に到来する固定資産税賦課期日の属する年度の第１期納期限（毎年５月末）前７日までに課税免除申請書を提出。３年間申請が可能。

　　　※１月１日（賦課期日）現在の土地、建物、償却資産の所有者に課税。

　[添付書類]

　　・土地、家屋の場合、所在地、評価額等が分かる固定資産税課税明細書の写し

　　　・償却資産の場合、償却資産申告書

　　　　↓

　　　　↓

　５　３年間　課税免除申請書を期限までに提出

　６　その他

　　　その他必要があれば下記書類の提出

　　　・操業休止（廃止）届（別記様式第７号）

　　　・事業承継届（別記様式第８号）

　　　・財産処分承認申請書（別記様式第９号）